

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年9月14日開催 日本証券業協会]

1. 大雨等の災害に対する金融上の措置について

- 大雨等の災害により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- こうした災害に対し、各県に災害救助法の適用がなされ、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズ、地域の実情を十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 今事務年度の証券モニタリング全般について

- 8月31日に金融行政方針を公表した。今事務年度の大きな柱の1つは、コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しすることである。証券会社におかれては、資本市場の中核的なプレーヤーとして、成長性のある企業の資金調達や個人の資産形成を支え、ポストコロナに向けた経済・社会の構築に貢献いただきたい。
- 足許では、比較的好調な市況が続く中で、証券会社の財務状況や預り資産残高は全般的に引き続き順調に推移しているものと承知しているところ、各社を取り巻く経営環境は既存顧客層の高齢化、手数料の引下げ等、一段と厳しさを増しているものと認識している。
- その中で持続可能なビジネスモデルを構築していくためにも、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立、ガバナンス機能の発揮が重要である。
- 特に昨事務年度には、モニタリングを行う中で、
 - ・ 海外ビジネスを展開する証券会社において、経営陣がリスクの所在を把

握できておらず、海外顧客との取引で多額の損失が生じた事例、

- ・ 各社のオンライン取引サービスを狙った不正アクセス事案が増加し、顧客の有価証券を売却して換金した上で不正に開設した銀行口座に出金していた事例が認められた。

○ これを踏まえ、本事務年度も、

- ・ グローバルな市場変動リスクや保有資産価値の下落等に対する備えを含むリスク管理態勢の整備状況や危機時の対応策等に関する海外当局とも連携したモニタリング、
- ・ 適切なシステムの整備状況や有事対応も含めたシステムリスク管理態勢の運営・整備状況、
- ・ さらには、商品・サービスの多様化が進む中で、顧客本位の業務運営が引き続き行われているかについてモニタリングを実施する方針。

○ こうした観点も含め、引き続き、各社がその業態・特性に応じて、インベストメント・チェーンにおける金融仲介機能を最大限発揮することができるよう、深度ある対話を中心にモニタリングを継続したい。

3. システム障害への対応について

○ 先日、クラウドサービス事業者におけるシステム障害により、一部の証券会社等において、時価情報の配信に遅延が生じるとともに、ログインしづらい状況等が生じた。

○ このようなクラウドサービスの利用を含め、外部委託にあたっては、委託に伴うリスクを十分把握した上で、外部委託を含む業務プロセス全体を実効的に管理し、業務の強靭性（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要と考えている。

○ 仮に委託先で障害が発生した場合であっても、可能な限りサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステム等にも十分配慮した上で、サービス中断時における迅速な復旧や顧客の立場に立った対応など、適切なシステムリスク管理態勢の構築をお願いしたい。

- 加えて、取引、決済、入出金その他顧客利便等に影響のあるような障害の発生時において、原因発生分析や改善策の検討については、後日、しっかり行っていただく必要があるが、まずは、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても当局に第一報を迅速に行っていただくよう、加えて、障害発生・代替手段の周知などの顧客対応をしっかり行っていただくよう、改めてお願いしたい。

4. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 書面・押印・対面手続の見直しについては、本年6月末までに関係法令・監督指針等の改正を行って環境整備を行ったところである。
- また、金融庁としては、業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しに関する各業界の取組みを促すため、その進捗状況に関するアンケートの実施を各業界団体をお願いしたところ。貴協会におかれては、今後会員各社に対してアンケートを発出していただき、年内を目途に各業界団体を集めた検討会を開催し、その場で結果の報告をお願いしたいと考えている。
- これにより、好事例や課題等の共有を図るほか、検討会での議論を踏まえ、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたい。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。

- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与態勢高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されている通り、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には、
 - ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化、
 - ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施することとしている。
- 金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針のとおり、一般のFATF審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査を集中的に実施していく。
- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定である。

6. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORの公表停止に向けた対応として、日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画に沿って既存契約の顕著な削減に向けて取り組んでいただいていると認識している。
- 金融庁としては、日本銀行と合同で、顕著な削減に向けた目標時期である9月末時点におけるLIBORからの移行に向けた進捗状況を確認したいと考えており、主要な金融機関を対象に簡易調査を実施するので、協力をよろしく願いたい。
- LIBOR公表停止までに残された時間は限られており、移行対応はまさに最終局面を迎えている。引き続き着実な移行対応を進めていただきたい。

7. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにおいて、標題リストを公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者で、金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた先のみとなる。
- 本リストの作成は、昨年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたものである。今回公表したリストは、本年4月12日、改めて各金融事業者から報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の第1回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。
- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じられた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワークや机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけになることを目指したものである点を、改めて強調したい。また、今回のリスト掲載先であっても、来年には、取組方針に基づく現場での実践結果を報告していただく必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。

- 一方、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが確認できなかった先が、報告受付総数のうち半分弱あった。これらの先に対しては、修正の方向性を示しつつ、次回期限（9月30日）までに提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先の取組みも参考にした上で、報告をお願いしたい。
- 今後、金融庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表を行う予定。

8. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要である。
- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要である。

- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

9. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。広く関係者の方々と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 内容としては、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していくこと、
 - ・ 第二に、活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていくこと、
 - ・ 第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、デ

一タ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていくこと、

などを盛り込んだ。

- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

10. 税制改正要望について

- 8月31日、金融庁は、①投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進、②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応、③保険関係等について、税制改正を要望した。
- 投資しやすい環境の整備については、「金融所得課税の一体化」について、「損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること」を要望している。中でも、執行面の課題等を踏まえ、対象範囲の段階的な拡大を図っていく上で、①まずは、有価証券市場デリバティブ取引と上場株式等との損益通算を認めること、②租税回避防止策として、有価証券市場デリバティブ取引に時価評価課税を一律に適用すること、③幅広い投資家の利便性向上の観点から、特定口座で有価証券市場デリバティブ取引との損益通算を可能とすることを要望しているところであり、本年度、是非実現したいと考えている。
- そのほか、投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進の関連では、上場株式等の相続税に係る見直しやNISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用、税務手続の更なるデジタル化の推進等についても要望を掲げている。
- 各要望の具体的な内容は、貴協会と共有できているものと認識しているが、今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、引き続き、協力をお願いしたい。

11. NBF I 関連の議論の直近の動向について

- これまでも紹介した、FSB が実施しているマネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性を向上させる政策オプションについての市中協議に関して、意見提出が8月16日に締め切られた。貴協会におかれては、夏休み期間にもかかわらず、短期間で具体的に検討の上、意見を提供いただき感謝申し上げます。現在、FSBにおいて、報告書の最終化に向けた議論が行われている。順調にいけば、10月のG20に提出される見込み。
- また、MMFに関する作業以外にも幅広いトピックの議論が行われており、コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理について分析するプロジェクトや、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトにおいて、本年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、これまでもサーベイ実施等で協力いただいていた、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議をこの秋に予定している。現時点ではこういった内容が公表されるかは未定であるが、市中協議は最終的な提言に向けた今後の議論の方向性に影響を与えうると考えられるので、是非内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

（以上）